

件名

前払式支払手段に関する内閣府令第五条の二第二項第二号の規定に基づき登録商標を定める件

○金融庁告示第 号

前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）第五条の二第二項第二号の規定に基づき、登録商標を次のように定め、令和五年六月一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

前払式支払手段に関する内閣府令第5条の2第2項第2号に規定する金融庁長官が定めるものは、次の表の商標権者欄に掲げる者の登録商標（同表の適用除外欄に掲げるものを除く。）とする。

項	商標権者	適用除外
1	アメリカン エキスプレス マーケットイン グ アンド デベロプメント コーポレーシ ョン	
2	株式会社ジェシービー	JCB PREMOに係るもの
3	ダイナース・クラブ・インターナショナル・リ ミテッド	
4	ダイスカバー、フアイチンシヤル、サービシー ズ	
5	ビザ・インターナショナル・サービス・アソシ エーション	
6	マスタークード インターナショナル イン コーポレーテッド	
7	CHINA UNIONPAY CO., LTD.	